

岩手県木造建築アドバイザー派遣事業運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県木造建築アドバイザー派遣事業実施要綱第7条の規定に基づき、岩手県木造建築アドバイザー派遣事業の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象)

第2条 岩手県木造建築アドバイザー派遣事業（以下「アドバイザー派遣事業」という。）の対象は、次のとおりとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 利用対象者

- ア 県内の市町村及び県内に事務所を有する民間事業者で対象建築物を建築しようとする者
- イ アに係る設計者及び施工者

(2) 対象建築物

- ア 公共建築物
- イ 民間建築物（戸建て住宅及び小規模建築物を除く。）

(3) 対象工事

- ア 新築、増築又は改築工事（木造に限る。）
- イ 内装木質化工事

(4) 相談内容

- ア 建築物の木造化や内装木質化の検討に関する事
- イ 木造の工法選定等設計手法に関する事
- ウ 木材や木製品の調達等に関する事
- エ その他、建築物の木造化や内装木質化に関する事

(事業の手続)

第3条 岩手県木造建築アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣を希望する者（以下「相談者」という。）は、岩手県木造建築アドバイザー派遣相談シート（様式第1号）を岩手県農林水産部林業振興課総括課長（以下「林業振興課総括課長」という。）に提出する。

2 林業振興課総括課長は、相談者からの相談内容を確認し、アドバイザーの派遣が必要と認めるときは、岩手県木造建築アドバイザー派遣依頼書（様式第2号）によりアドバイザーに業務を依頼するものとする。

3 林業振興課総括課長は、アドバイザーの派遣を決定したときは、岩手県木造建築アドバイザー派遣決定通知書（様式第3号）を相談者に通知する。

4 林業振興課総括課長は、相談日時及び相談場所について、アドバイザー及び相談者の意向を調整の上決定する。

5 アドバイザーは、派遣された日から5日以内に、岩手県木造建築アドバイザー派遣実施報告書（様式第4号）を林業振興課総括課長に提出するものとする。

6 相談者は、相談した日から5日以内に、岩手県木造建築アドバイザー派遣相談結果報告書（様式第5号）を林業振興課総括課長に提出するものとする。

(事業の利用条件)

第4条 アドバイザー派遣事業の利用回数は1施設につき2回までとし、1回あたりの相談時間は2時間を上限とする。

(相談窓口の設置)

第5条 アドバイザー派遣事業の円滑な実施のため、岩手県農林水産部林業振興課内に「木造建築相談窓口」を置く。

2 「木造建築相談窓口」における業務は、次のとおりとする。

- (1) 相談内容の確認、相談日時の調整などアドバイザー派遣事業の実施に当たり必要な調整
- (2) 木造建築や内装木質化等に係る国、県、関係機関等における支援策など相談者からの情報提供依頼への対応
- (3) その他アドバイザー派遣事業の実施に必要な事項

附 則

この要領は、令和元年9月26日から施行する。